

総社市清音地域防災行政無線戸別受信機の設置及び維持管理運用規程（平成17年総社市訓令第19号）は、廃止する。

令和6年12月20日

総社市長 片岡 聡 一

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和7年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令の施行の日の前日において、この訓令による廃止前の総社市清音地域防災行政無線戸別受信機の設置及び維持管理運用規程（以下「廃止規程」という。）の規定により受信機の貸与を受けている者が、この訓令による廃止により貸与を受ける資格を喪失した当該受信機を廃止規程第4条の規定により返還しなければならない義務については、この訓令の施行後も、なお従前の例による。